【無償化の手続きに必要な書類】

① 施設・サービスを利用する前に提出が必要なもの

施設・サービスの種類	提出する書類の名称	添付が必要な書類	提出先
• 幼稚園	子育てのための施設等利	特になし	利用する幼稚園等
(子ども・子育て支援新制度未移行)	用給付認定申請書(法第		(幼稚園等を通して居住
• 国立大学附属幼稚園	30条の4第1号)		する市町村へ提出されま
• 特別支援学校幼稚部			す。)
・上記施設及び認定こども	子育てのための施設等利	保育の必要性を確認する	居住する市町村
園(教育標準時間)における	用給付認定申請書(法第	必要があることから、父	
預かり保育	30 条の4第2号・第3	母各々の下記に当てはま	
• 認可外保育施設	号)	る状況に応じた添付書類	
• 一時預かり事業		が必要です。	
• 病児保育事業		《※下記参照》	
• ファミリー・サホ゜ート・センター		※0歳から2歳児の場合、課	
		税(非課税)証明証の添付が	
		必要な場合があります。	

- ※ 利用する施設・サービスや父母の就労状況等に変更があった場合、変更の手続きが必要です。
- ※ 無償化関係の書類については、市子ども課窓口・市ホームページから入手できます。

<mark>《※保育の必要性を確認するための添付書類》</mark>(父母各々で必要です。)

保育要件	状 況	確認書類
就労	居宅外で労働することを常態としている場合	○勤務証明証
	居宅内で子どもと離れて日常の家事以外の労働	〇自営業・農業就労等申立書
	をすることを常態としている場合	
妊娠・出産	産前(出産予定日の8週間前の日が属する月の初	〇疾病•出産等申立書
	日から)	・母子手帳の写し
	産後(出産日の8週間を経過する日の翌日が属す	
	る月の末日まで)	
疾病、障害	親本人が疾病又は心身障害者等の場合	〇疾病•出産等申立書
		• 診断書
		・身体障害者手帳等の写し
介護等	病人や心身障害者の介護をしている場合	〇介護・看護状況申告書
求職活動	求職中、起業準備中の場合	〇求職活動申立書
	※求職中の場合、認定期間は3か月。	・求職中であることがわかる書類
		の写し
		・起業中であることを証明する書
		類の写し
就学	学生(職業訓練校、保護者が将来就労につながる	〇申立書
	就学を含む)の場合	•在学証明書、学生証、時間割等の
		スケジュールがわかるもの 等

^{※ 「}確認書類」欄の「〇」が付いたものについては、市子ども課窓口又は市ホームページで入手できます。

② 施設・サービスを利用した後に必要な書類

施設・サービスの種類	提出する書類の名称	添付が必要な書類	提出先
・幼稚園等での預かり保育	施設等利用費請求書	利用施設等が発行する	サービスを受けた施設
• 認可外保育施設	(償還払い用)	「領収証」と「提供証明	(居住する市町村への直接
• 一時預かり事業		証」	提出も可)
• 病児保育事業		※ファミリー・サポート・センター利用	※複数施設・サービスを利用さ
• ファミリー・サホ°ート・センター		の場合は「活動報告書」	れた場合はまとめて請求も
			可

[※] 無償化関係の書類については、市子ども課窓口・市ホームページから入手できます。